

会 議 録

1 会議名

令和 8 年度 第 4 回大島区地域協議会

2 議題（公開）

1 報告

(1) 上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について

(2) 市民の消火栓使用について

2 その他

(1) 令和 8 年度第 5 回地域協議会の開催日について

3 開催日時

(1) 令和 8 年 8 月 18 日（火） 午後 6 時 30 分から 7 時 45 分

4 開催場所

大島コミュニティプラザ 2 階 市民活動室 1

5 傍聴人の数

0 人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）

- ・ 委 員：高野会長、飯田委員、中原委員、中村委員、布施委員、丸田委員、
丸山委員、本山委員
- ・ 資 産 活 用 課：丸山施設経営係長、小林資産活用係長
- ・ スポーツ推進課：佐々木副課長
- ・ 社 会 教 育 課：町田公民館係長
- ・ 危 機 管 理 課：松永副課長
- ・ 事 務 局：佐々木所長、本山次長、武田市民生活・福祉グループ長兼教育・文
化グループ長、板垣地域振興班長、梅澤主任

8 発言の内容

【議題 1 報告：(1) 上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について】

■ 説明

- ・ 資産活用課及び施設所管課より資料 No. 1 により説明

■ 質疑応答

- ・ 質問／意見：中学生以下のプール使用料が現行 110 円から 100 円へ値下げとなるが、利用を促進する目的があるのか。
→回答：使用料は算定ルールに基づいて設定している。中学生以下の使用料は、原則として一般利用料金の半額としているため、結果として値下げとなった。
- ・ 質問／意見：事前予約がない場合に施設を閉館する運用となれば、当日利用や個人利用での気軽な利用ができなくなることを懸念している。利用者減少につながるのではないのか。
→回答：現在示している内容は確定したものではない。今後、利用実態を踏まえながら調整していく考えであり、利用者や関係者の意見についても今後の検討材料とする。
- ・ 質問／意見：営利営業利用料金は現行の 200%から 300%へ改定するとあるが、どういった利用を営利営業利用としているのか。
→回答：営利企業が自社の採用面接や社員の研修、商品の販売などに利用した場合を営業利用としている。公の施設は一般市民の利用が妨げられないよう、営利営業利用料金を高く設定している側面もあり、県内他市では 500%の例もあるが、今回の案ではまずは現行の 200%から 300%へ引き上げる方向で検討している。
- ・ 質問／意見：資料 NO. 1 の 2 ページ目にある見直し内容について、100 円単位の設定が 146 区分から 940 区分になるというのはどういった意味なのか。
→回答：現在は 100 円単位で設定されている使用料区分が限られ、10 円単位で料金を設定している施設もある。見直しによって 100 円単位で設定される項目が大幅に増えることを示している。

- ・ 質問／意見：鍵管理方式を導入している施設で、休館日を設定する必要があるのか。
→回答：鍵管理方式導入施設での休暇日の設定は、管理人の負担軽減や働き方改革の観点から検討しているものである。ただし、地域活動等で必要がある場合には個別に対応する場合もあるなど、一律に利用を制限するものではない。

【議題 1 報告：(2) 市民の消火栓使用について】

■ 説明

- ・ 危機管理課より資料 No. 2 により説明

■ 質疑応答

- ・ 質問／意見：消防資機材の管理は、町内会及び自主防災組織が行うとなっているが、現在、町内会に置かれているものは町内会や消防団が管理しているのか。
→回答：町内会に置かれているものというとはース格納箱の話になるかと思う。ホース格納箱は、13 区に設置されていることが多く、合併時に町内会へ譲渡されている。基本的には町内会が所有・管理しており、地域によって管理体制は異なっている。また、設置や管理は強制するものではない。
- ・ 質問／意見：実態としては町内会が管理していない地域もあると思われるが、管理されていない場所も存在するのか。
→回答：町内会も消防団も把握しておらず、十分な管理が行われていない事例もあると認識している。基本的に消防団は格納箱に設置されているホースは使わずに、消防車両に積載されているホースを使用することとなっている。
- ・ 質問／意見：過去には消防団が巡回して資機材を確認していたと記憶している。5～6 年ほど前から市民による消火栓使用を禁止してきた経緯が、ホースや器具の不足、市民の訓練不足につながった面もあるのではないか。消防車の到着に時間を要する地域では、地域で対応できる体制が必要ではないか。
→回答：地域から費用負担が大きいとの声があることは承知しているが、消火栓の使用を推奨する考えではなく、消防団等の到着までに時間を要する地域があることや、地域住民の強い要望を踏まえ、一定の条件のもとで使

用できるよう整理したものである。市としては無理に資機材を整備し、消火栓を使用することを求めるものではないので、安全対策を講じた上で、地域の実情に応じて判断していただきたい。

参考として、消火作業で素人が対応できる範囲は、天井に火が届くまでと言われていることから、身近な消火器やバケツでの初期消火訓練も考えていただきたい。

- ・ 質問／意見：回収した古いホースや資機材が消防車庫で保管されたままになっているところもあるが、今後の処分方法をどのように考えているのか。

→回答：ホース格納箱や資機材は町内会所有であるため、基本的には、地域ごとに整理を進め、町内会で処分方法を検討していただくことになる。

- ・ 質問／意見：消火活動や訓練を行った際の補償の取扱いはどのようなになるのか。

→回答：火災時に民間の協力者が消火活動に協力し、怪我等した場合、公務災害補償により、消防団とほぼ同等の補償がされる。

また、町内会及び自主防災組織が地域内で行う避難訓練や防災訓練で怪我等をした場合、事前に自主防災訓練等実施計画書を市に提出していれば、共済制度の対象となる。

【議題 2 その他：(1) 令和 8 年度第 5 回地域協議会の開催日について】

- ・ 9 月の協議会：9 月 15 日（火）午後 6 時 30 分～
- ・ 10 月の協議会：10 月 20 日（火）午後 6 時 30 分～

9 問い合わせ先

大島区総合事務所総務・地域振興グループ

TEL：025-594-3101（内線 63）

E-mail：oshima-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。